

第 7 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成25年2月27日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 7 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成25年2月27日(水曜日)

午前9時59分開議

午前11時42分閉会

本日の会議に付した事件

委員長互選

議案第1号 平成24年度熊本県一般会計  
補正予算（第11号）

議案第8号 平成24年度熊本県林業改善  
資金特別会計補正予算（第1号）

議案第9号 平成24年度熊本県沿岸漁業  
改善資金特別会計補正予算（第1号）

議案第15号 平成24年度熊本県就農支援  
資金貸付特別会計補正予算（第1号）

議案第23号 平成24年度農林水産関係の  
建設事業の経費に対する市町負担金  
（地方財政法関係）について

議案第24号 平成24年度県営土地改良事  
業の経費に対する市町負担金について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第6号 社団法人熊本県果実生産出荷  
安定基金協会の経営状況を説明する書類  
の提出について

出席委員(7人)

委員長 松田三郎

副委員長 増永慎一郎

委員 前川 收

委員 堤 泰宏

委員 磯田 毅

委員 緒方 勇二

委員 九谷 高弘

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 福島 淳

理事兼経営局長 梅本 茂

政策審議監 豊田 祐一

生産局長 渡辺 弘道

農村振興局長 田上 哲哉

森林局長 藤崎 岩男

水産局長 鎌賀 泰文

農林水産政策課長 国枝 玄

首席審議員兼団体支援課長 吉田 國靖

政策監兼団体検査室長 今村 昭彦

農地・農業振興課長 船越 宏樹

担い手・企業参入支援課長 田中 純二

流通企画課長 板東 良明

むらづくり課長 小柳 倫太郎

農業技術課長 松尾 栄喜

農産課長 山中 典和

園芸課長 野口 法子

首席審議員兼畜産課長 平山 忠一

農村計画課長 荻野 憲一

技術管理課長 緒方 秀一

農地整備課長 大石 二郎

首席審議員兼森林整備課長 河合 正宏

林業振興課長 岡部 清志

森林保全課長 本田 良三

水産振興課長 平岡 政宏

漁港漁場整備課長 平尾 昭人

全国豊

かな海づくり大会推進課長 平山 泉

農業研究センター所長 麻生 秀則

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上野 弘成

政務調査課課長補佐 木村 和子

午前9時59分開議

○増永慎一郎副委員長 ただいまから、第7回農林水産常任委員会を開会いたします。

皆さん御承知のとおり、守田委員長が辞職をされておられますので、しばらく私が委員長の職務を代行いたします。

なお、本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

まず、委員長が欠員となっておりますので、ただいまから委員長互選を行います。

委員長互選の方法については、指名推選と投票がございますが、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎副委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選により行うこととします。

それでは、委員長候補者を指名する方を決めたいと思います。どなたからか指名をしていただけますでしょうか。

（「副委員長」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎副委員長 私にとりう声がありますが、私が指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎副委員長 御異議なしと認めます。

それでは、委員長に松田委員を指名したいと思います。これに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎副委員長 御異議なしと認めます。よって、松田委員が委員長に決定いたしました。

これで私の職務は終わりましたので、委員長と交代いたします。委員長よろしく申し上げます。

（新委員長、委員長席へ移動）

○松田三郎委員長 皆さんおはようございます。図らずも委員長に御選出をいただきました松田でございます。

実は、私、以前、農林の委員長の経験もあります。当時は、山本隆生部長が1回目だけ部長をお務めになって、その後、教育長になられた後は廣田大作部長、その時代でございましたが、大分さま変わりをいたしておりますので、委員の先生方、そして執行部の皆様にもどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

限られた1議会になるかとは思いますが、この議会の委員会におかれましては、この先議分、そして、予定では国の経済対策に対応する補正の分、そして後議の分と非常に盛りだくさんでございますので、どうかそれぞれ説明なさる方々は、明瞭に、簡潔に説明をしていただきたいと思います。

今議会の皆様の御協力をよろしくお願ひ申し上げます。委員長の挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、説明は着座で結構でございますが、まず一旦どこで説明なさっているかわかるように1回だけ最初お立ちいただいて、その後着座のまま説明をしていただきたいと思います。

それでは、福島農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いしたいと思います。

○福島農林水産部長 よろしくお願ひします。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回御提案しておりますのは、平成24年度の一般会計及び3件の特別会計の補正予算と、条例等案件2件及び報告案件2件でございます。

まず、補正予算でございますが、総額111億円余の減額補正となっており、補正後の予算額は、一般会計で651億円余、特別会計で7億円余となります。

補正の主な内容としては、国庫補助金等の内示額の増減や事業費確定に伴う減によるものを計上しております。

次に、繰越明許費については、12月議会において御承認いただいておりますが、1億円余の追加をお願いしております。関係事業につきましても、早期執行に向けて努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

また、条例等議案といたしまして、平成24年度に県が実施する農林水産関係の建設事業等に要する経費の一部について、受益市町の負担率を定めるための2議案を提案しております。

次に、報告事項といたしましては、交通事故の専決処分に係る報告、県が出資等を行っている法人に係る経営状況の報告を提出しております。

以上が主な概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほどお願い申し上げます。

以上、どうぞよろしく願い申し上げます。

○松田三郎委員長 それでは、説明に入りたいと思います。

○国枝農林水産政策課長 農林水産政策課長の国枝でございます。よろしく願いします。

では、座って説明させていただきます。

お手元の資料の常任委員会説明資料(24年度2月補正予算及び条例等議案関係)の横長の資料で説明をさせていただきます。

2枚めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

1ページは、平成24年度2月補正予算の総括表でございます。

農林水産部全体では、一番下の段、左から3番目の合計欄でございますが、111億円余の減額補正となっておりまして、総額で659億円余となっております。

2ページをお願いいたします。

農林水産政策課関係の補正予算でございます。

まず、一番上からですが、農業総務費のうち2段目の職員給与費でございます。

今回の2月補正につきましては、当初予算に計上しておりました人件費につきましても、人事異動等に伴う通勤手当、扶養手当、その他を含めました人件費につきましても補正をいたしまして、人件費として確定させるというものでございます。

今回、このような予算が各課分に出てまいります。内容が重複いたしますので、これ以降の説明は省略させていただきます。

次に、中段、農業研究センター費でございます。こちらは農林水産政策課のほうで所管しております。

各研究機関におきましては、当初予算におきまして、それぞれ試験研究費を計上しておりますが、例年2月補正におきまして、公募型資金、それから民間受託試験等の額の確定を行っております。額の大きいものについて御説明をいたします。

下から2段目、企画経営情報費でございます。こちらにつきましては、公募型資金の獲得状況に応じまして委託費の減、それから財源更正を行っておりまして、合計では6,200万円余の減額補正をお願いしております。

一番下の段、農産園芸研究所費につきましても、一番右の欄に書いてございますが、民間受託試験の契約額の減に伴うものということになっております。

ページ飛びまして、4ページのほうをお願いいたします。

次に、林業総務費の関係でございますが、一番下の段、水とみどりの森づくり税基金積立金につきましては4,900万円余の税収増、それから運用利子の減がございまして、これを合算したことによる補正となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

中段からが林業研究指導所費でございます。こちらにつきましても、下段にございますが、同様に、試験調査事業につきまして受託研究費の減による補正を行っております。

次の6ページ中段も、こちらは水産研究センター費でございますが、同様に、こちらのほうも国庫委託の内示減による減額補正及び財源更正を行った補正でございます。

以上、農林水産政策課所管分につきまして、最下段左から3つ目ですが、9,100万円余の減額補正をお願いしております。

次に、66ページをお願いいたします。

こちらは、繰越明許費につきまして、追加設定について御説明させていただきます。

先ほど部長からありましたとおり、繰越明許費につきましては、12月議会で設定を御承認いただいているところでございますが、上から3段目、農地費につきまして、地元との調整に不測の日数を要したこと等によりまして、1億2,000万円余の追加設定をお願いするものでございます。

これによりまして、12月の設定額と合わせまして、一番下の段、右側のほうですが、農林水産部といたしましては、241億6,000万円余ということになっております。

続きまして、69ページをお願いいたします。

報告第2号でございます。こちらは、交通事故に関する専決処分の報告でございます。70ページの資料で御説明いたします。

平成24年10月18日に、阿蘇地域振興局の普及職員が、普及指導に向かう途中で物損事故に遭ったものでございます。

今回の事故は、交差点での軽乗用車と公用軽貨物車の衝突ということでございまして、双方の過失割合が県側が15、相手側が85というふうに判断されまして、本年2月6日に和解及び損害賠償額について専決処分を行ったものでございます。

農林水産政策課からは以上でございます。

○吉田団体支援課長 団体支援課でございます。座って説明させていただきます。

資料7ページをお願いいたします。主要な事業について御説明を申し上げます。

7ページ下段の農業金融対策費の農業近代化資金等助成費でございますが、これは機械や施設設備などの導入資金の利子を助成するものでございまして、12月末までの貸し付け実績を踏まえまして年度内の必要額に減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。

上段の災害融資利子補給費でございますが、これは説明欄にございますように、平成16年の台風被害からの復旧資金につきまして、債務の保証を行いました熊本県農業信用基金協会の代位弁済に伴う損失額が確定したことによりまして、その損失額の一部を補償するために補正予算をお願いするものでございます。

最下段でございます。農業信用基金協会出資金でございますが、これは説明欄にございますように、農業信用基金協会に対します補助でございますが、同協会が農業近代化資金を初めといたします制度資金の債務保証の引き受けに対しまして補助するものでございまして、その実績が当初見込み額を下回ったことによる減額をお願いしているものでございます。

9ページをお願いいたします。

上段の認定農業者等育成資金助成費でございますが、これは説明欄にございますように、自立経営体育成資金につきまして、国の

制度改正により24年度貸し付け分から県の利子助成の必要がなくなり、全額国が利子を補給することになったため、その分を減額するものです。補正後は、過年度に係る利子助成の金額のみとなります。

下段の経営対策資金助成費でございますが、これは説明欄の1から4の資金につきまして、貸し付け実績に合わせて減額するものでございます。

このうち、4の平成24年7月豪雨被害農林漁業者対策資金助成費は、5,500万円余の減額となっております。この豪雨対策資金は、災害からの復興・復旧資金として利子補給の上乗せや独自資金の制度化を図ったものでございますが、県が制度の運用を始めた直後に国においても利子助成制度を創設され、その制度が県の制度より比較有利であったために県の制度の利用が低調となったという経過があり、大幅な減額となったものでございます。

なお、25年度におきましては、国の制度が継続していないことを踏まえまして、県として、いまだ復旧をなし遂げておられない農家への資金需要への対応として、当初予算にこの豪雨被害対策資金に係る所要額の予算をお願いすることといたしております。

10ページをお願いいたします。

上段の国庫支出金返納金は、説明欄にありますように、農業改良資金の国庫への返納金でございますが、農業改良資金はその原資の3分の2を国が負担しており、農家からの償還が当初見込みを下回ったことによりまして、結果として国への償還額を減額することになったものでございます。

11ページをお願いいたします。

下段の水産業協同組合指導費でございますが、右の説明欄の1の赤潮特約掛金は、養殖共済に係ります赤潮特約に係る掛金の一部を補助するもので、加入実績に合わせて減額をさせていただくものでございます。2の漁協

経営強化対策事業は、漁協に対する指導事業費などの確定に伴う減額でございます。3は、養殖業者が養殖共済に加入する際の掛金について、市町村とともに共同で補助するものでございますが、これも加入実績に合わせて減額させていただくものでございます。

12ページをお願いいたします。

上段の漁業近代化資金融通対策費及びその下の段の金融対策費につきましては、漁業者に対する資金の貸し付けでございますが、それぞれの説明欄にありますように、実績を踏まえて減額をさせていただくものでございます。

下段の共同利用施設災害復旧費でございますが、これは農業協同組合などの組合が運営します共同施設が自然災害で被災した場合の復旧を支援するもので、国が補助する災害復旧事業でございます。5,700万円余の減額をお願いしております。

本事業につきましては、7月豪雨発生後、県下の被災した施設を調査いたしましたところ、その時点で6,800万円余の所要額となりましたので、8月補正でその額の予算をお願いいたしましたが、その後の国の災害査定におきまして、施設の利用期間に応じた償却あるいは償却期間を超えているという判定により不採択となるなど、査定の結果、大幅な減額となりました。

具体的には、補助を申請いたしました8つの施設のうち3施設が採択される結果となり、残りの5つの施設のうち3施設は他の補助事業により対応されたというところでございます。

13ページをお願いします。

13ページは、一般会計から特別会計への繰出金でございます。

上段の林業改善資金特別会計繰出金は、同特別会計への事務費を繰り出すものでございますが、300万円余の減額となっております。それは主に説明欄2の林業改善資金特別

会計繰出金において300万円余を特別会計内で財源更正したため、繰り出しを減額することとしたことによるものです。

特別会計内の財源更正につきましては、後ほど特別会計で御説明をさせていただきます。

14ページをお願いいたします。

14ページから15ページは、林業改善資金特別会計でございます。

14ページの上段は、ただいま御説明いたしました特別会計内での財源更正で、一般会計からの繰入金を減額し、特別会計の繰越金を充当するものでございます。

15ページをお願いいたします。

上段の国庫支出金返納金は、説明欄にございますように、林業就業促進資金貸付金の原資を国に返納するものでございますが、現在同資金の原資として900万円余を造成しておりますが、貸し付け実績が低調なため、300万円を国庫に返納するものでございます。

16ページをお願いいたします。

沿岸漁業改善資金特別会計でございます。

これは、2段目の説明欄にございますように、沿岸漁業改善資金貸付金につきまして財源更正を行うものでございます。

団体支援課は以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課長の船越でございます。よろしく申し上げます。

説明資料の17ページをお願いしたいと思います。

まず、農業総務費の中の農村地域農政総合推進事業費でございますけれども、2億6,500万円余の減額補正をお願いしております。説明欄のほうをお願いします。

まず、1番目の農地集積加速化事業でございます。内訳は、国補助の人・農地プランに基づきます農地集積の協力金、それと県独自

の20カ所の重点地区に対します農地集積等の交付金事業でございます。両方とも、集積の実績に合わせて支援するものでございます。

昨年秋から本格的な集積に向けた話し合いが進んでおりますが、2月現在、真っ最中というところでございます。集積の実績につきましては、これから次年度以降にかけまして明らかになってくるため、一旦3月末までの見込みを残しまして、2億3,100万円余の減額をお願いしたいと思っております。

2つ目の農地流動化推進事業でございます。これは、熊本県農業公社の農地の売買とか貸し借りの活動費、人件費でございますけれども、最近の農地価格の下落によりまして非常に売買の実績が減っておりますので、それに伴います国庫の内示減と事業費確定に伴います減でございます。

3つ目のみんなで取り組む耕作放棄地活用事業と4番目の耕作放棄地解消緊急対策事業でございますけれども、事業費確定に伴う減でございます。

5番目の耕作放棄地解消雇用促進委託事業でございます。これは緊急雇用基金を使いまして行いますが、事業費確定に伴う減でございます。

次に、18ページをお願いしたいと思います。

上段の農業委員会等振興助成費でございますけれども、国庫内示減によります減でございます。

次の農業諸費でございますけれども、これは緊急雇用の基金を使いまして、戦後の農地解放と申しますか、農地改革のときの古い文書を電子化、マイクロフィルム化するものでございます。事業費の確定に伴う減でございます。

最下段の農地調整費でございますけれども、519万円余の減額補正をお願いしております。説明欄にありますとおり、自作農財産管理につきましては事業費の確定に伴う減、

その下の農地紛争処理費につきましては国庫内示減による減でございます。

最下段にありますとおり、農地・農業振興課全体としまして、2億9,800万円余の減額補正をお願いしたいと思っております。ということで、よろしく御審議のほどお願いしたいと思っております。

○田中担い手・企業参入支援課長 担い手・企業参入支援課でございます。座って説明いたします。

資料19ページをお願いいたします。

農業総務費で515万円余の減額補正をお願いしております。

中ほどの農政諸費につきましては、説明欄の東日本大震災被災農家就業支援事業でございます。これは被災された農業者の県内農業法人への就業を支援するものでございます。事業費の確定に伴い減額するものでございます。

下段の農村地域農政総合推進事業費でございます。

説明欄1の担い手育成緊急支援事業は、認定農業者の確保、育成や地域営農組織の経営力強化の取り組みを支援するものでございます。2の担い手空白地域解消支援事業及び3の地域を引っ張るリーダー育成事業は、地域営農組織の設立に向け、地域の話し合い活動や地域のリーダーへの講座開設等を行うものでございます。いずれも事業費の確定に伴い減額するものでございます。

資料20ページをお願いいたします。

農業改良普及費で、合計で5億6,560万円余の減額補正をお願いしております。

農業改良普及推進費につきましては、青年就農給付金事業の国庫内示減によるものでございます。

下の新しい農業の担い手育成費につきまして、説明欄1の農業信用基金協会出資金は、新規就農者の施設整備などの資金を貸し出す

際に債務保証を行います協会への出資金でございます。債務保証の実施に伴う増でございます。2の企業等農業参入支援事業は、企業等の農業参入を総合的に支援する事業でございます。3の地域で育てる新農業人育成総合推進事業は、地域で新規就農者を受け入れ育成する取り組みを支援する事業でございます。4のアグリビジネス創出支援事業は、農産物の製品開発等への支援、農林水産業への最先端技術の導入を図るための調査等を行う事業でございます。5のがんばる新農業人支援事業は、新規就農者の相談から定着支援までを支援する事業でございます。2から5の事業につきましては、いずれも事業費の確定に伴い減額するものでございます。

資料21ページをお願いいたします。

農業指導施設費で33万円余の増額補正をお願いいたしております。これは県立農業大学の運営関係の予算でございます。1の職員給与費の増のほか、事業費確定による減額によるものでございます。

一番下の段、農業施設災害復旧費において、61万円余の減額をお願いいたしております。これは昨年7月の大水害で被災した農業大学の給水施設等の復旧に係るものでございます。事業費の確定に伴い減額するものでございます。

資料22ページをお願いいたします。

就農支援資金貸付特別会計繰出金で2,848万円余の減額補正をお願いしております。新規就農者に対する就農支援資金の貸し付けや償還を管理するため、特別会計を設置しております。特別会計での財源更正に伴い、一般会計からの繰出金を減額するとともに、運用益を特別会計へ繰り出すものです。

財源更正につきましては、次のところで御説明いたします。

資料23ページをお願いいたします。

就農支援資金貸付特別会計でございます。説明欄のほうをお願いいたします。

償還額がふえたことによる諸収入の増加、前年度からの繰越額の増加に伴いまして、県債、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

一番下の段でございますが、担い手・企業参入支援課全体で、一般会計、特別会計を合わせまして5億9,952万円余の減額となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○板東流通企画課長 流通企画課長の板東でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明資料24ページをお願いいたします。

3段目のブランド確立・販路対策費でございますけれども、7万円余の減額補正をお願いしております。説明欄にありますとおり、事業費が確定に伴ったことにより減でございます。

また、債務負担行為の追加をお願いしております。

説明欄にあるアジアマーケット開発を支援するため、シンガポールに拠点を設置するに当たりまして、派遣先と年度内に職員派遣に係る協定を締結する必要があるため、今回債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小柳むらづくり課長 むらづくり課長の小柳です。よろしく申し上げます。

25ページをお願いいたします。

上から4段目の山村振興対策事業費でございますが、説明欄の中山間地域等直接支払事業については、交付面積の減に伴う交付額の減1億9,000万円余、それから、2番目の農山漁村活性化促進事業、これはむらづくり表彰、むらづくり啓発活動の経費でございますけれども、これは事業費確定に伴う減23万

円、合わせて1億9,100万円余の減額でございます。

最下段の農作物対策推進事業費でございます。説明欄にあります地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業の国庫内示減及び事業費確定に伴う減1億9,600万円余、それから、26ページをお願いいたします。右の説明欄のジビエ利活用緊急促進事業の事業費確定に伴う減70万円で、合計1億9,700万円余の減額でございます。

26ページの2段目をお願いいたします。

土壌保全対策事業費でございますけれども、環境保全型農業直接支払事業の交付面積の減に伴う減額、5,800万円余の減額でございます。

27ページをお願いいたします。

土地改良費でございますが、合計3億9,400万円余の減額となっております。

2段目の県営中山間地域総合整備事業費は、国庫内示減で1億9,800万円余の減額、また、3段目の集落環境整備事業費から5段目の農業用水水源地域保全対策事業費までの3つの事業費は、いずれも地元要望の減に伴う事業費確定の減でございます。

最下段の農地・水・環境保全向上対策事業費でございますけれども、説明欄の1、農地・水保全管理支払事業(共同活動)、これは交付単価の減、75%に減っております。それから、事業費確定に伴う減で6,900万円余の減額、同じく、28ページの右の説明欄の向上活動、これは農業用水等の長寿命化対策でございますけれども、これは国庫内示減と事業費確定に伴う減で1億1,900万円余の減額、合計、農地・水・環境保全向上対策事業費で1億8,800万円余の減額となっております。

以上、むらづくり課合計で8億4,500万円余の減額補正です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松尾農業技術課長 農業技術課の松尾で

ございます。よろしくお願いいたします。

資料の29ページをお願いいたします。

上から4段目、農業改良普及推進費につきまして、306万円の減額補正をお願いしております。これは、説明欄2の試験研究機関等で開発しました技術の実証を行う新技術導入広域推進事業の国庫内示減等に伴い、減額補正をお願いするものでございます。

30ページをお願いいたします。

2段目、土壤保全対策事業費につきまして、105万円余の減額補正をお願いしております。これは説明欄のとおり、くまもとグリーン農業総合推進事業で実施しております生産者の管理システム構築に係る経費の減等によるものでございます。

次の植物防疫費につきましては、いずれも国庫内示減等に伴う減額補正でございます。

以上、農業技術課としましては、620万円余の増額補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山中農産課長 農産課の山中でございます。よろしくお願いいたします。

資料31ページをお願いいたします。

まず、3段目以下の農作物対策費について御説明をいたします。

上段の農作物対策推進事業費につきましては、9,000万円の減額でございますが、説明欄に記載しております農業者戸別所得補償制度推進事業、これは制度の周知などを行います事務費でございますが、国の交付金の内示減に伴う減額補正でございます。

次の段、米麦等品質改善対策事業費につきましては、445万円余の減額でございます。これは、説明欄にありますくまもと米トップグレード総合推進事業につきまして、熊本広域大水害の発生によりまして一部で事業を実施することができなくなりまして、減額するものでございます。

一番下の段、い業振興対策費につきましては、1,730万円余の増額でございます。これは、説明欄のくまもと豊表価格安定対策事業におきまして、今後の豊表価格の動き次第では価格補填に要する金額が予算を上回ることもあり得ることが予想されますため、それに備えましての増額補正でございます。

続きまして、資料32ページをお願いいたします。

水田営農活性化対策費、1億4,000万円余の減額でございますが、これらはいずれも事業の確定に伴うものでございます。

まず、右側の説明欄1番の球磨焼酎等ブランド確立推進事業及び2番のくまもと型飼料用稲生産流通モデル推進事業、これはいずれも需要要望が見込みを下回ったことによる減額でございます。説明欄3番、熊本広域大水害農業生産復旧支援事業につきましては、この事業と一体的に国の事業を利用して補助金の上乗せを行いましたけれども、一部の施設あるいは農業機械が事業対象外となりましたために、事業量及び事業費が予定よりも減少したことによる減額でございます。

以上、農産課合計といたしましては、2億3,100万円余の減額補正をお願いしております。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○野口園芸課長 園芸課の野口です。よろしくお願いいたします。

33ページをお願いいたします。

農作物対策費の4本の事業、説明欄にあります野菜価格安定対策事業、それから木質バイオマス等エネルギー対策事業、次の段の魅力あるくまもとブランド園芸産品づくり推進事業、その次の熊本産カンキツ連年安定生産出荷実証事業、それぞれ価格差補給金の交付減あるいは入札残等によりまして、事業費の確定に伴う減でございます。

園芸課合計で2,796万7,000円の減となりま

す。よろしく申し上げます。

次に、71ページをお願いいたします。

社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の運営状況でございます。

別冊で冊子があると思います。その中に、1枚紙で簡単に概要をまとめておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。中に1枚入っていると思いますので、よろしくをお願いいたします。

この法人は、果実の安定的な生産出荷の推進等を行うものでございまして、昭和47年に設立されたものでございます。

事業年度が、4にありますように、10月1日から翌年の9月30日までとなっております。この時期の報告となっております。

会員は、中央果実協会と県と4県連、そして11単協による組織でございます。

6番目の出資金ですが、本県の出資額1億ということで、出資比率28.7%というふうになっております。

23年度の決算の概要でございますけれども、Ⅱの2の収支計算書にありますように、まず一番上の事業活動の収支、この差額がマイナス1,600万円余、それから、次の投資活動支出も含めた合計でも収支がマイナス550万円となっております。

非常に運用益の収入が減少しております。今後も増加が見込めない中で、収支の改善のために管理費の不足分を会費で補おうということで、3か年間の経過措置を設けて会費を徴収するという事は総会のほうで決まっております。その3年間は、特別基金というものがございまして、そちらを取り崩すということで、中央果実協会のほうにも了承されているところでございます。

裏をお願いします。

事業実績でございますけれども、交付準備金造成事業、これは温州ミカンの価格低下が確実と見込まれる場合に、加工原料用に仕向ける取り組みに対して支援する事業ですが、

23年度は事業が発動されませんでしたので、補給金の交付はありませんでした。

次に、一般補助事業でございます。

果樹経営支援対策事業、優良な品目または品種への転換などに支援する事業でございます。23年度は、品種転換104ヘクタール、以下、こういう事業合計で157ヘクタールを実施しております。

(2)の果樹未収益期間支援事業でございますが、これは一定規模以上の優良品目・品種への改植を実施した際の未収益期間に対して支援する事業でございます。23年度は、改植面積103ヘクタールに対して補助金が交付されております。

(3)の果実加工需給対応産地育成事業、これは長期契約数量を安定的に出荷するために、加工原料用へ抛出する仕組みに対して支援する事業でございます。23年度は、事業費1億5,600万余に対して補助金4,900万が交付されております。

その他、公益法人制度改革に伴い一般社団法人へ移行する方針となっております。25年10月1日の登記、移行に向けて準備を進めているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○平山畜産課長 畜産課平山でございます。

資料の34ページをお願いいたします。

2月補正の主なものについて御説明いたします。

まず、4段目の畜産振興対策事業費のうちの減額補正が9,600万円余でございますけれども、説明欄2の熊本県馬刺冷凍処理促進緊急支援事業は、馬刺の冷凍処理の取り組みを促進するために、食肉業者が行う冷凍処理機械等の導入について支援を行う事業でございますけれども、食肉処理業者が冷凍機導入をみずから自己資金によりしたものが普及したために、9,500万円余の減額をお願いする

ものでございます。

続きまして、35ページをお願いいたします。

上段の畜産経営安定対策事業費は、1億1,000万円余の減額をお願いするものでございます。

内容につきましては、説明欄1の家畜畜産物価格安定対策事業、肉用牛の子牛、肉豚、鶏卵等の価格変動に対する農家の損失を補填するものでございますけれども、対象頭数の減少によりまして2,100万円余の減額をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄3の豪雨災害畜産再建緊急対策事業は、被災した放牧地の応急復旧のための経営再建に必要な家畜の導入を支援する事業でございますけれども、申請数が想定を下回ったために3,600万円余の減額をお願いするものでございます。

続きまして、説明欄4の畜産総合対策事業は、自給飼料増産のための施設整備などを実施する団体に対し、国庫補助を活用し助成を行うとともに、畜産経営技術高度化を推進する事業でございます。今回につきましては、要望額の減少に伴いまして5,000万円余の減額をお願いするものでございます。

また、最下段の畜産経営技術高度化推進事業につきましては、年度当初から委託をする必要がございますために、債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

3段目の家畜衛生・防疫対策事業費でございますが、説明欄の1から4の事業につきまして、事業費の確定または国庫内示減に伴い減額をお願いするものでございます。

以上、畜産課分は、最下段の2億1,200万円余の減額でございます。よろしくお願いたします。

○荻野農村計画課長 農村計画課荻野でござ

います。よろしくお願いたします。

それでは、主な事項につきまして説明させていただきます。37ページをお願いいたします。

中段の国営土地改良事業直轄負担金でございますが、大野川上流地区の平成23年度事業費が確定したことなどに伴う減額補正と債務負担行為の追加でございます。

債務負担行為の追加は、大野川上流地区に係ります23年度事業費が確定したことに伴いまして、熊本県が国に対して平成25年度から36年度まで分割して納付します国営土地改良事業負担金でございます。

次に、38ページをお願いいたします。

上から3番目の農業農村整備調査計画費でございますが、事業計画作成業務委託等の入札に伴う1,100万円の減額補正でございます。

その下の県営土地改良調査計画費でございますが、国庫内示減等に伴う2,200万円の減額補正でございます。

次に、39ページをお願いいたします。

上から2段目の団体営土地改良調査計画費でございますが、国庫内示減等に伴う1,599万円の減額補正でございます。

その下の農業農村整備推進交付金ですが、本交付金で予定していた事業が、基盤整備促進事業等他の補助事業に採択され、事業を振りかえましたことから、4,563万7,000円の減額補正を行うものでございます。

一番下の海岸保全直轄事業負担金ですが、玉名横島地区における直轄海岸保全施設整備事業の23年度事業費が確定したことに伴う3,189万3,000円の減額補正でございます。

以上、農村計画課としまして、1億3,595万3,000円の減額補正をお願いしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

○緒方技術管理課長 技術管理課緒方でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料の40ページをお願いします。

中段の農業体質強化基盤整備促進事業費で、総合評価方式事前登録審査業務に伴う債務負担行為の追加でございます。

これは、総合評価方式を効率的に実施することを目的にしまして、申請に基づく企業の実績を審査してデータベースに登録する業務でありまして、平成24年度に継続して業務を行う必要がありますことから、3月中に契約するがために債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

以上、1件でございますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

○大石農地整備課長 農地整備課の大石です。よろしくお願いいたします。

資料の41ページをお願いいたします。

農地総務費ですけれども、8,900万円余の減額補正をお願いしております。

主なものとしましては、下から3段目の地籍調査費で、国庫内示減によりまして4,300万円余の減額補正でございます。

次の土地改良費ですが、7億4,600万円余の減額補正をお願いしております。

主なものとしましては、次ページ2段目の県営かんがい排水事業ですが、国庫内示減によりまして2億8,900万円余の減額補正です。

また、最下段の県営畑地帯総合整備事業ですが、国庫内示減によりまして2億4,900万円余の減額補正でございます。

また、次ページの最上段になりますが、県営経営体育成基盤整備事業ですが、国庫内示減によりまして1億6,900万円余の減額補正でございます。

次の農地防災事業費ですが、6億5,700万円余の減額補正をお願いしております。

主なものとしましては、次のページ2段目

になりますが、農地防災事業で、国庫内示減によりまして2億2,500万円余の減額補正でございます。

また、次の段の農地保全事業で、同じ減によりまして3億8,600万円余の減額補正でございます。

次の農地災害復旧事業費ですが、25億4,500万円余の減額補正をお願いしております。

主なものとしましては、次ページ上段の現年団体営耕地災害復旧費で10億200万円余の減額補正でございます。これは、被災直後に調査しました被害額をもとに算定しております。国によります災害査定の結果に基づきまして減額補正するものでございます。

また、次の段の現年県営耕地災害復旧事業費につきましても、同じく、災害査定の結果に基づきまして15億2,300万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上、農地整備課としましては、合計で40億3,800万円余の減額補正をお願いしております。

続きまして、条例等関係でございます。67ページをお願いいたします。

事業の実施に伴いまして市町負担金を徴収する必要がございます。そのために議会の議決をお願いするものですが、根拠となります法律の違いによりまして2件の議案を提出しております。

まず、67ページが地方財政法に基づくものです。

事業名の欄の1、2に記載しておりますが、単県事業として実施しております地域密着型農業基盤整備事業で新たに実施する地区が生じたこと、及び3から7に記載しておりますが、県営耕地災害復旧事業で災害査定後に国の補助率が確定したことから、それに要する経費の一部を関係市町に負担していただくため、地方財政法第27条第2項の規定によりまして議会の議決をお願いするものです。

次の68ページが土地改良法に基づくものです。

事業名の欄に記載しております広域農道におきまして、これまで道整備交付金のみを充当しておりましたが、一部に一括交付金を充当する地区が生じたことから、それに要する経費の一部を関係市町に負担していただくため、土地改良法第91条第6項において準用します同法第90条第10項の規定によりまして議会の議決をお願いするものです。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○河合森林整備課長 森林整備課の河合でございます。よろしくお願いいたします。

説明資料の46ページをお願いいたします。

林業総務費で3,800万円余の増額補正を提案させていただいております。

まず、森林計画樹立費については、1億2,300万円余の減額補正をお願いしております。

その主なものとして、説明欄1の森林整備地域活動支援交付金事業で、事業費の確定により1億1,000万円余の減額補正をお願いしております。なお、当該事業は基金事業でございますので、今回減額した事業費は来年度以降の事業実施に充てることとなります。

次に、森林保険事務取扱費でございますが、森林国営保険の事務を年度当初から委託する必要があることから、債務負担行為の追加をお願いしております。

47ページをお願いいたします。

森林整備地域活動支援交付金基金積立金ですが、国庫内示増等により9,100万円余の増額補正をお願いしております。

水とみどりの森づくり事業費では、森づくりボランティアネットの運営業務を年度当初から委託する必要があることから、債務負担行為の追加をお願いしております。

次に、森林整備促進及び林業等再生基金積

立金でございますが、6,000万円余の増額補正をお願いしております。これは、前年度繰越事業、不用残額の積み戻し及び運用利息の増額によるものです。

48ページをお願いいたします。

林業振興指導費、森林病害虫駆除費、造林費で、それぞれ事業費の確定により減額補正をお願いしております。

49ページをお願いいたします。

県有林費でございますが、下段の県有林造成事業費の事業費確定に伴う減などによりまして、8,100万円余の減額補正をお願いしております。

50ページをお願いいたします。

林道災害復旧費、林務施設災害復旧費につきましても、事業費の確定によりまして減額補正をお願いしております。

以上、森林整備課として7,300万円余の減額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡部林業振興課長 林業振興課岡部です。どうぞよろしくお願いいたします。

51ページをお願いいたします。

中段の林業振興指導費で1億5,560万円余の減額をお願いしております。

最下段の林業構造改善事業費で1,383万円の減額をお願いしております。これは事業費の確定に伴う減額でございます。

52ページをお願いいたします。

林業労働力対策事業費で2,821万円余の減額をお願いしております。これは、説明欄2の林業就業参入支援事業や4の緑の雇用担い手対策支援事業における入札残や変更契約による事業費確定に伴う減額でございます。

53ページをお願いいたします。

下段の林業・木材産業振興施設等整備事業費で7,393万円余の減額をお願いしております。これは、実施予定の事業について、昨年度の補正予算により前倒しで実施したことや

事業費確定により減額するものでございます。

54ページをお願いいたします。

上段の林道費で5億2,065万円余の減額をお願いしております。

下段の林道事業費で4億3,169万円余の減額は、説明欄1の県営林道事業につきまして、内示減や繰越事業による箇所の先行実施などに伴います事業費の確定に伴い3億7,056万円余の減額を、また、3の大規模林業圏開発推進事業においては、既設林道部分において大規模なり面崩壊が発生しまして、工事の延期を行ったことに伴う3,510万円の減額によるものでございます。

55ページをお願いいたします。

同じく林道事業費の中で、中段の林業専用道整備事業費につきましては、8,400万円の減額をお願いしております。これは路線間の事業費変更等による事業費確定による減でございます。

下段の林道災害復旧費で2億161万円余の減額をお願いしております。これは現年林道災害復旧費での査定結果や来年度での事業実施に伴う減額であります。

林業振興課全体といたしましては、最下段の8億6,940万円余の減額をお願いしております。

林業振興課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○本田森林保全課長 森林保全課長の本田です。よろしく申し上げます。

資料56ページをお願いします。

治山費で27億6,934万円余の減額補正をお願いしております。

内訳としまして、治山事業費で2億6,049万円余の減額となっております。これは国庫内示減及び事業費の確定に伴う減でございます。

資料57ページをお願いします。

緊急治山事業、24億3,149万円余の減額になっております。これは、昨年の広域大水害に伴い9月補正で増額いただいたものを、結果、事業の実施箇所及び国の査定により減額が生じたものでございます。

内訳としまして、まず待ち受け予算による減額2億3,600万円余でございます。続きまして、事業の実施箇所の減少、これが9カ所でございます。用地承諾がどうしても得られなかったということで、やむを得ず緊急での実施を断念したところでございまして、8億1,000万円余の減額となっております。次に、国の査定結果減額となったものが13億7,300万円余でございます。なお、この査定減のうち8億7,000万円余は、治山激甚災害特別対策事業で実施することとしております。

続きまして、単県治山事業費でございます。1,166万円余の減額となっております。これは森林保全施設管理整備事業の財源更正及び林地崩壊防止事業の事業不採択に伴う減でございます。なお、不採択箇所については、単県治山事業で対応することとしております。

次、58ページをお願いします。

保安林整備事業で6,527万円余の減額となっております。これは国庫内示減によるものでございます。

続きまして、治山施設災害復旧費で3億971万円余の減額補正をお願いしております。これは、昨年の大水害で発生しました治山施設の災害復旧に伴うものでございまして、国の査定結果、一部の事業が25年度事業に送られたことによる減額でございます。

以上、森林保全課、最下段、30億7,777万円余の減額補正をお願いしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○平岡水産振興課長 水産振興課の平岡でございます。どうぞよろしく申し上げます。

資料の59ページをお願いいたします。

まず、中段の水産業振興費でございます。

浅海増養殖振興事業費では、397万円余の債務負担行為の追加をお願いしております。これはクマモト・オイスターの生食用カキが食品衛生法で定められた規格基準に合っているかどうか検査を行うものでございますが、その業務を委託する際に、今年度中に契約を行う必要があるためでございます。

最下段の水産資源保護育成事業費では、200万円の減額補正をお願いしております。これは説明欄にありますように、昨年の広域大水害の県単の対策であります漁場機能回復等緊急対策事業のうち、アサリ増殖活動支援に関する事業の一部が、12月補正でお願いしました国庫の支援がある別の事業へ移行したことに伴う減額でございます。

次に、60ページをお願いいたします。

上段の栽培漁業事業化促進事業費でございますが、1,626万円の減額補正をお願いしております。

説明欄1のみんなで育てる豊かな海づくり事業につきましては、国の予算減に伴う受託事業収入の減によるもので、説明欄2の有明海再生調査・技術開発事業につきましては、国庫内示減に伴う減額でございます。

続きまして、中段、債務負担行為の追加でございますが、これは水産動物の種苗生産等を委託する際に、今年度中に契約を行う必要があるため、1億4,708万円余をお願いしております。

最下段の漁業調整費でございますが、902万円余の増額補正をお願いしております。まず初めに、職員給が1,085万円余の増でございます。続きまして、61ページをお願いいたします。説明欄2の漁業調整委員会報酬の減、そして、3の海区漁業調整委員会運営費及び4の漁業及び水面利用調整事業が、ともに国庫内示減に伴う減額となっております。

以上、最下段でございますが、水産振興課

としましては、総額4,336万円余の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。よろしく申し上げます。

資料の62ページをお願いいたします。

補正予算のうち、主なものを御説明いたします。

まず、中段の沿岸漁場整備開発事業費で900万円の減額補正を行っておりますが、これは熊本広域大水害で白川及び菊池川の堆積土砂の対策工事を行うものとして12月補正で計上していた水産環境整備事業費に係る事務費の一部を、3段目、事業費の職員給与費の人件費として内容更正を行うものです。

次に、下段の漁港建設管理費で5億600万円余の減額補正を行っております。これは主に入札残等による事業費確定に伴う減や国庫内示減に伴う減となっており、主な内容について御説明いたします。

まず、63ページの2段目の漁業集落環境整備事業費、3段目、漁港関係海岸保全事業費、次ページをお願いいたします。3段目の漁村再生整備事業費でそれぞれ減額補正としておりますが、これは主に市町営事業の事業費確定に伴う減や国庫内示減によるものです。

次に、65ページをお願いいたします。

中段の水産流通基盤整備事業費で3億1,200万円余の減額補正を行っておりますが、これは県営の牛深漁港整備事業に係る予算となります。

牛深漁港の整備につきましては、現事業計画が今年度で終了し、来年度より新たな事業計画へと移行するため、現事業計画の最終年度に当たる本年度分の工事発注に伴う入札残金や減額変更により生じた工事費の減額によるものです。

次に、下段の水産生産基盤整備事業費で1

億1,900万円余の減額補正を行っております。これは主に県営の御所浦漁港の整備に係る事業費で、国庫補助金の内示減によるものです。

最下段をお願いいたします。

記載のとおり、漁港漁場整備課といたしましては、総額で5億2,224万円の減額補正をお願いしております。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○松田三郎委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○堤泰宏委員 減額の額が何か大き過ぎるような気がするのですよね。計画を立てるときに、もうちょっと緻密にせないかぬとじゃないかなというのが1つと、それから、私は以前にこの委員会におったんですけども、皆さんの事業の内容、これが非常に細かいですね。もう小さくぶった切ってあって、何が何やらわからぬようなところがいっぱいありますもんね。現在の農業情勢、まあ漁業は置いて——僕は漁業のことはあんまりわからぬですけど、農業情勢が大抵厳しい中に、こういう細切れで皆さんが仕事をされとって、農家の人は全く理解ができぬし、何を受け入れていいのか、どういう予算で自分たちの農業が活性化されるのか、これは農家は全くわからぬと思うですな。農家の人に、中にはわかる人がおるかもしれんけれども、一般の農家はこれはわからぬですな。

そして、最初申し上げたように、予算編成が非常に僕はずさんと思うですな。111億か、桁違いだもんね。1億ぐらい見込み違いというなら、まあ10億でもいいですよ。そういうあれで、誰に聞くというのはいけん、部長でしょうな。

○松田三郎委員長 まず、1点目のほうですね。減額の額が大きいというのを、じゃあまとめて国枝課長から御説明をお願いします。

○国枝農林水産政策課長 政策課でございます。

ただいまの先生からの御指摘があった減額についてということでございますが、全般的なお話として2点御説明申し上げたいと思います。

1つは、2月補正予算では、毎年事業の実施状況とそれから国庫内示等によりまして減額補正を行うというプロセスを経ておりますが、今年度の2月補正におきましては、特に災害関連の減額補正が非常に大きくなっております。

災害関連につきましては、先ほど各担当課のほうからも説明がございましたけれども、まず待ち受け予算でそもそも予算が設定してあるものもございまして、また、予算を補正予算で計上するに当たりまして、被害額でまず予算を策定いたしまして計上させていただいております。これを後に災害査定で実際に事業費が確定いたしましたりとか、またそれで補助率も変わってくるということがございまして、特に今年度につきましては、災害があった関係で減額が大きくなっているという面がございます。

また、そのほかにも、各事業の予算の編成の仕方でも国への要望をどういうふうにするかということもございまして、若干多目に要求をしているという面もございまして、例えば農林水産政策課の関係でいいますと、先ほど御説明申し上げましたが、例えば競争的資金については、あらかじめ要求をしておいて、実際にとれなかったものもあるというものも出てくるのはやむを得ない面もございまして、そのあたりはなるべく予算に近いように執行していくのは当然でございますが、やむを得ない面が今年度は特に大きかったとい

う面で御理解いただければというふうに思います。

もう一つは、ちょっと予算編成のことでございますけれども、今回御説明いたしましたこの予算の説明資料につきましては、これは予算書に応じまして、目によってこの資料を作成するというようになっておりますので、それが毎年毎年変わるものではございませんので、その点はちょっとわかりにくいという面はあるかもしれませんが、具体的にどういう事業をやっているかにつきましては、この予算の説明資料とはまた別な形ででも、各農家の方なり団体の方なりには説明をしていくということになりますので、そういう説明のわかりやすさという点については、今後もさらに検討していきたいとは思っています。

○堤泰宏委員 今から何年前だろうかな、農業が一番元気がいいころは、専業農家が17万戸ぐらいあったですよ。今はもう本当の専業農家はどれだけありますか。県の数字では2万とか2万2,000とかいうかな。実際の専業農家はその半分ぐらいと思うですな。そぎゃん中で、この課の数の多さがですね。私は1回言うたんですよ、農家は減るけど、県の農水の職員の数はふえるばかりじゃないかというてですね。

今国枝課長からの説明、十分わかったですが、農家とそれから振興局の県の職員さんたちの直接的な接触もあると思うですよ。ですから、やはり本当に農家が求めているということとこの予算の編成というのが、果たしてどれぐらい整合性があるかというのは、ちょっと心配な気がしますもんね。

根本的には農家の数がもう大激減をしておると。平均年齢が60何歳という熊本県の農業の実態を、もう少し分析して何かやっていたきたいなと思うですね。これはマンネリじゃいかぬですもんね。去年、おとどし、3年、10年前のことを全く同じく踏襲して、そ

して農家所得は減る、後継者はいない、農家の数は減る、県の担当部署の職員はふえ続ける、何か僕はそういう感じがしますので、もう一回ちょっと説明してくれませんか。

○福島農林水産部長 今堤先生がおっしゃったことの直接的なお答えになるかどうかあれですけれども、職員数は、我々課の数は、農林水産、合体しましたものですから、農政部という時代と林務水産としていた数とはちょっとストレートに比較できないと思っております。ただ、職員につきましては、毎年度、県庁全体での削減の計画も持っておりますし、それと連動した形で職員数も削減してきておりますので、かつて私が10何年前に農政部に在籍した時点とは、また事務職も技術職も違まして少なくなっております。

そうした中で、やはり先生がおっしゃるように、農家のニーズをしっかりと捉まえて、そして施策を打っていくということが大事だと思っておりますので、私がおりました10何年前とはまた今は違っておまして、例えばですけれども、農地を集積して、特に土地利用型の効率化、コスト削減とか図っていく施策に重点化しているとか、担い手について、確かに高齢化とか少なくなっていますけれども、中心になって農業を農業として経営していった、農業を支えていく農家についてしっかりと応援する、新規参入も促すために国の施策も、例えば今度の新規参入を支援するような取り組みへの資金もあり、交付金もありますけれども、単県でもそういう措置も早目にしたりとか、そういう形で取り組んでおるつもりでございます。

ただ、100%すぐちゃんとマッチングしてなっているかどうかというのは、そういう点はやはり日々検証していくことが、先生おっしゃるように、大事だと思っておりますので、引き続きしっかりとそういう検証をしながら、何に重点化したらいいのかとか、どういうとこ

ろに予算化したり手当てしたらいいのとか、職員を配置したらいいのとかいうことは、十分今後も考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○前川収委員 まず、これは質問じゃありませんけれども、熊本のお米が食味で日本一ということで、上位1、2位を独占したということで、非常にうれしいニュースでありますし、ぜひそのことが米の値段に転嫁されて、ブランド米として高い米で売れるような工夫もしていただければというふうに思っていますし、そのことが農家の利益につながるようにぜひ頑張ってくださいと思います。そういう品種をつくって、それから普及していく、その過程において県の果たしてきた役割は非常に大きかったというふうに思いますので、高く評価をしておきたいと思ったり、今後もその努力を続けてもらえればというふうに思っております。

それとは全然違う質問なんですけれども、水とみどりの森づくり税、今回4ページの基金積み立てが上がっております、当初では補正前の額としては13万9,000円だったですかね。その後、4,945万7,000円の補正ということになります、もともと法定外目的税ということで熊本県だけの、だけというか、他県もやっているところはたくさんあると思いますけれども、熊本県の法定外目的税で、県民1人当たりたしか500円だったですかね、県民税に上乗せして税金を納めていただいているということでありますので、トータルとしては今4億9,000万円を超える税金が来ているということだというふうに思いますけれども、これが運用上補正前の額が13万9,000円しか積み立てに来てなかったということで、基金積み立て残金というのはどの程度今残っているのか。基金の残金ですね。

私の認識でいけば、基金方式に一応はして

ありますが、毎年、その予定の額は、その果実運用じゃなくて、基金そのものの取り崩しの中で運用しているというふうに思っておりますので、その基金の動きがどうなっているのか、それをちょっと説明してもらえればなというふうに思います。これは課は一応政策課になっていますけれども。

○国枝農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

森づくり税の全体につきましては農林水産政策課のほうで所管しておりますので、私から報告させていただきます。

基金の積み立て状況でございますけれども、25年3月現在で5,853万円ということになっております。

森づくり税の基金を使った事業につきましては、税収を原資として行うものでございまして、徴収された税金につきまして、一旦一般会計に入れまして、これを財源として事業を実施するものということになっております。

税収がその事業執行額を上回る場合には、その基金に積み立てまして、逆に、その事業執行額が税収を上回る場合には、不足分を基金から取り崩すという仕組みになっております。

○前川収委員 ということは、これは基金残高が少しずつふえてきているわけでしょうか、残高というんですかね、執行額が少しずつ減って、要は余った分がこっちに振り入れられてきているということだろうと思いますので、少しずつ余っているのかなということ、事業費が減っているのか税収がふえているのがちょっと見えないんですね。

トータルで幾らぐらい税収が上がって、事業費ベースでは幾らぐらい使っているのか、わかります。わかるはずですよ、もちろん。

○国枝農林水産政策課長 24年の6月補正後でございますと、これはハード事業とソフト事業を合計しまして4億5,000万円程度の予算となっております。これは予算でございますと、平成23年度に比べまして100.6%で、そう変わっていないところでございます。

○前川収委員 税収のほうはわかりますか。基金税収、森づくり税で入ってきた入りのほうは。

○国枝農林水産政策課長 税収が……ちょっと今出てきませんので、後で御報告させていただきます。

○前川収委員 わかりました。

なぜそれを聞いているかという、毎年毎年県民の負担で、お1人県民500円ずつ県民税の上乗せの法定外目的税として創設して、たしか5年間で1回延長して、今7年目か8年目ぐらいなのかなと、勘ですけれども、正確な数字はわかりませんが、やってきているわけでありまして、皆さんの税金がこういう事業に使われて、こういう成果が出てきておりますということをきちっと報告しながらやっていかなきゃならない。たしか5年間で切れるやつで、あと2年ぐらいでまた一回切れるんだろうと思います。

これはあくまで法定外のやつでありますから、県が決めていいわけですから、今後5年間、次の5年が来たときにどうするかという部分の根拠が、何に使われ、どういう成果があったかという部分に直結してくるというふうに思っていますので、その辺の広報が最近少し見えづらくなっているなという感じがしております。森づくり税でやっている事業については、きちっと県民の皆さん方にわかりやすく、もちろん森林整備がメインでありますけれども、それ以外の水とみどりとい

う、まあこれは目的税ですから何にでも使っていていいわけじゃありませんので、きちっと目的を特化した形の中でしか使われないということであろうと思いますから、それ以外の部分に使うということは許されないわけでありまして、そういった部分もきちっとしてやっていただければと思いますが、その税収分をやっぱり使い切る努力をしなければいけない。ただし、足りないときもあるから、年次の計画でいくと、要するに県民税が上下すれば、この目的税も上下していくということではないですね。納税者の数がふえればふえるし、納税者の数が減れば減るということですよ。

県民税を払うかどうかというのは、やっぱり景気に左右されるということだろうとは思いますが、その部分が年次ごとにきちっと合っていないとやっぱりいかぬと思うので、あんまり基金だけに入っていくと、基金が巨大になってくると、目的税そのものの、用途のほうの意義が問われてくると。それは額が過剰じゃないか、下げろとか、そういう話もあるわけですから、その辺のところはどうなっているかをちょっと聞いたかったですね。だから、入りはどうなっていますか。税収としてはどの程度上がっているんですか。

○国枝農林水産政策課長 ちょっと推移、細かいデータは持ち合わせておりませんが、税収規模は、今年度につきましては4億8,000万ということで、大体平年並みということになっております。

先生先ほど申し上げられましたが、これは平成17年度に導入をされておまして、ことしで7年目ですか、になります。1度5年後の見直しということで平成21年度に見直しをさせていただきます。取り組みの成果と今後の取り組み方針について検討を行って、今第2期ということでございます。

県民向けへのPRということなんですが、これにつきましては、水とみどりの森づくり税PR事業ということで事業を組んでおりまして、24年度には200万円程度組んでおりまして、県民向けへのテレビとかラジオを通じた広報によりまして税事業等の周知を図っておるところではございます。

この内容につきまして、第2期にどのような事業をやっているか、また、今後どうしていくかということにつきまして、また今後検討もしていくと思いますので、これについては周知、広報をさらに充実してやっていきたいというふうに考えております。

○前川収委員 4億8,000万の税収見込みがあつて、予算は4億5,000万しか使つてなかつたわけですかね、今の話でいけば。

○河合森林整備課長 森林整備課の河合でございます。

若干補足的になりますが、御説明させていただきます。

水とみどりの森づくり税につきましては、当該年度の税収、またはそのときに実施しまして余った金額につきましては、一度基金に積み立てさせていただきます。翌年度以降、翌年度の税収見込み及びその基金より予算額が上回った場合は、その基金に造成した金額も合わせた予算を組ませていただいて事業を執行させていただくと。

また、事業実施の結果によって予算が余った場合といいますか、残額が出た場合については、また基金に積み戻すという形でやっておりますので、基金が毎年度の税収に応じて膨らんでいくという形ではなく、その基金に造成した分も合わせて翌年度以降の事業の執行に使わせていただいておりますという仕組みになってございます。ということが1点でございます。

それと、普及啓発という観点では、当課で

実施してございます森林環境教育だとか、あと非常に管理が行き届かなくなっている部分の森林の間伐等もこの事業で行わさせていただいております。

そのような事業を実施する場合には、当該箇所におきまして、これは水とみどりの森づくり税を活用させていただいた事業だということを示すような看板であったり、また、森林整備を行った場所では、そういう標柱を立てさせていただいたりだとかということで、県民に対する——その事業の実施のみならず、そのほかの方が見ていただいてもおわかりいただけるような形で周知を図っておるところでございますが、なかなか完全に浸透していないところもございますので、その点につきましては今後も努力してまいりたいというふうに考えております。

○前川収委員 水とみどりの森づくり税を法定外目的税としてつくるときに、非常に深くかかわった者の一人でありまして、当時、相当増税なので県民から批判が出るのかなとかお叱りをいただくのかなという思いを持ちながら、その事業に議員の立場で取り組んできたことを思い出しておりましたが、あの当時のことを振り返ると、もちろん増税だから嫌だという意見は一部ありましたけれども、大勢的にはほとんど影響がない、県民の皆さん方の理解が非常に、こういう増税をする割にはスムーズだったということをおぼえておられて、その背景というのは、やっぱり環境を守っていかなきゃならないという国民的な意識の強まり、温暖化の話があつたりとか、そういったものが背景として、それから、現場で山を見ている人たちが、山が荒れていることをやっぱり実体験で見ているという部分もこれはあつたのかなと。森林が荒れているということが、もうみんなが目で見えてわかっているというような部分もあつて、そういう事業が、500円を上乗

せする法定外目的税が認めていただいたということでもあります。

もう5年経過して7年ということでありますから、そろそろそういった部分の総括もしながら、なお——私は継続していくべきだと基本的には思っておりますけれども、きちんとその成果が見える形を、今答弁の中でまだまだ足りないとおっしゃったわけでありますから、それをやっぱりきちっとやってもらいたいということが1つと、それから、やっぱり他県ではやっていない県もあると思います。ほとんどの県が今はもうやり始めたとは思いますが、それからすれば、やっぱり県民の皆さん方に答えを出していかなくやならない、責任が大きい事業だということの認識を持って取り組んでいただければと思います。御答弁は要りません。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

1点、私からちょっと確認といいますか、農地・農業振興課関連です。

耕作放棄地等々が書いてありますが、これは一部新聞にも報道されましたが、私もよく問い合わせがあるところで、いわゆる農地を守らなければならない、片方では、熊本県として、特に新エネルギー、ソーラー——まあメガに限らずでしょうけれども、ソーラーの普及を推奨しているということは、多少農地を守るというのを柔軟に解釈してでも、同じ県の組織でございますから、商工サイドからすると、そうしたいという要望、欲求もあるんだろうと思います。また、農林サイドからすると、いやいや、そうは言われてもソーラーだけ特別扱いはできませんよというような立場なのかもしれません。

これは余談ではございますが、前々回の知事の定例会見の中で、国が新エネルギーを推進するのに法律が障害となるのはけしからぬような発言をなさったと。それに関連して、ある記者から、じゃあ第1種農地も転用でき

ますかと言ったら、それは何とかなるでしょうというようなことをおっしゃったやに聞いております。

まあ、一般の感覚、県民の感覚もそうなのかもしれません。ただ、冒頭申し上げましたように、同じ県の組織で、片方は新エネルギー、ソーラー普及をさせよう、片方は農地を守ろうという中で、個別に県内でも幾つもの案件、農振除外とか転用とかというのがあちこちで出ているということ聞いております。

県の内部での整理、とりわけ課長にも、極端に言うならば、やっぱりちょっとソーラーのことも考えなんけん柔軟に考えますという立場なのか、あるいは、いやいやソーラーと言われても、きちっとして守らなければならないので、それはきちっとした制度あるいは制度の運用をやっていきますというような整理なのかをちょっと確認させていただきたいと思っております。

○船越農地・農業振興課長 農地・農業振興課の船越でございます。

今委員長さんのほうからありましたけれども、平成21年に農地法の改正がありまして、優良農地を守っていくということで、いわゆる1種農地でございます。これは10ヘクタール以上の広がりがある優良農地ということでございます。それと、1種農地の考え方としては、それに加えて、例えば5ヘクタールでも、過去に公共投資ですね、圃場整備とか土地改良事業、ああいったところは1種農地というふうに言っています。そういうところは非常に厳しいことはあるんですけども、ただ、現在は、例えば2種農地とか3種農地がございます。市街化区域の中とか、それと、例えば10ヘクタール以下の非常に高度な機械が使いにくい場所、こういったところは申請が現実相当あっておりまして、昨年7月以降、相当な数になっていまして、数字で

言いますと、きのう現在で大体73件程度申請がっております。許可をしております。これがおおむね2種と3種の農地なんですが、全体で10ヘクタール程度になります。メガにしますと8.9メガとか。これは相当九州でも鹿児島県と大体1、2番を争うぐらいの数であります。ということで、使える農地と3種とか2種あたり、今後とも上がってくると思っています。

先ほどちょっとありましたけれども、国のほうでも、今後農地全体の使い方をどうしていくのかということで、太陽光発電に絡ませて、本年度をめどに検討中というふうに聞いております。

それと、この1種農地とか2種とか3種とかと違う概念ですけれども、知事のほうからもあったかと思うんですけれども、耕作放棄地でございますね。例えば、戦後開かれたところとか、今後、極端に言いますと、未来永劫なかなか農地として使うことはないであろうというところが、県内全体に大体9,200ヘクタールございます。こういったところを活用していくということも考えないかぬというの、知事が会見でおっしゃられたこともあるかと思えます。1種農地、2種農地、3種農地、こういった概念とは別に、いわゆる耕作放棄地ということです。

ということについて、ほかの用途が一応考えられないかということで、従来ですと、例えばクヌギの林に返すとか、景観木に変えるとかそういったところ、耕作放棄地でちょっともう使えないところを、例えば企業の用地にするとか歴史があったんですけれども、これに加えて、例えば太陽光発電もあっても当然いいと思っていますし、そういった考え方でいけばというように考えています。決して農地だけ絶対だめということは全然考えておりませんけれども。

○国枝農林水産政策課長 政策課でございま

す。

1点だけ補足というか、関連事項を御説明させていただきます。

前政権のときに、農林水産省のほうから、いわゆる再生エネルギー法案という法案が出まして、これは結局廃案になりましたが、この法案について、やや世の中の的に誤解をされておるのは、あの法律案自体は、農地法等の農地に関する規制を緩和する中身の法案ではないということでございます。あくまで現行の農地法の規制等にのっとった上で、耕作放棄地等について、使えるものは手続のワンストップ化を図ることで推進していこうという趣旨の法律案であったというふうに認識しております。

この法案は廃案になりましたので、また新しい政権でこの法案についてどう取り扱うか検討しておるといふふうには聞いておりますが、そこについて、大きな、少なくとも法律上の制度改正がなされる方向という話は聞いていないところです。

ただ1点、今船越課長のほうからもありましたが、規制緩和改革という観点で地方からの——熊本県は入っておりませんが、各県からの要望ということで上がっておるといふことも実際ありまして、そちらのほうでの検討が今後どうなるかというのは、また現政権のほうで検討されるというふうに聞いておりますが、いずれにしてもその新エネルギー政策につきましては、必ずしも農地だけをターゲットにしたものではないというふうにも考えておりますので、そこは全体として調和がいくように考えていくべきものというふうに考えております。

○前川収委員 関連でいいですか。今松田委員長からお話があったとおりで、県内にニーズはたくさんあっても、農地法で守られていて、農振解除ができないからつくられない、ソーラー発電できないという話がたくさんあ

りますね。それは、結局、今課長がおっしゃったように、3種とか2種とか4種とか、よくそこら辺の区切りは私わからないんですけども、県の裁量でやれるところは県の裁量でできるんだろうと思うんですね。

ただ、問題は、今政策課長がおっしゃったとおりで、国が許可権を持っている部分で国がきちっと固めている部分は、去年の廃案になった民主党の法律であっても、手続が簡素化されるというだけであって、農地を守るという概念は全く変わっていないということで、その法律が通ったからといって、今熊本県内でここにつくりたいとおっしゃっている1種農地の中の施設は今でもつくれないというのが現実だというふうに私も認識しております。

ただ、それは国の法律の話なので仕方ないということじゃなくて、県から見て、いかに1種農地であろうとも、やっぱりここはどう考えても、一般常識で考えれば、それは20年か30年前には国費も入れて農地改良とかいろんなことをやったかもしれないけれども、現状においても何十年も使われていないと、しかも、この後使われる見込みもない耕作放棄地が、そういうくくりがあるがゆえに何も使われていないという状況よりも、やっぱりエネルギー政策に資する施策をとったほうが良いというふうに思っていて、実は個人的には、これは意見書か何かをつくらないと国に上げられないというふうに思っていたんですよ。

それで、ぜひ県にお願いしたいのは、1種農地で守るべき農地と、それから、1種農地でも——国の法律は守れということですけども、1種農地でも過去に土地改良の予算が入ったり、国費が入ったり、補助事業をやった事業があったところであっても——全部いいとは言いませんよ。一定の基準というんですか、このくらいだったら、こういう現況と過去、例えば5年でそうなったから、5年前

に事業をやったところをすぐソーラーにしろとか、そんなむちゃなことは当然できないと思いますので、何年ぐらい経過して、もう現況ではこういう形でほとんど農地としては活用されていないという一定要件があれば、そういうところであっても解除していいんじゃないかということが1つ。

もしくは、農地法の概念からいけば全然違うかもしれませんが、そのままで、仮にソーラーの場合は普及は簡単なんです。要するに、土地の形状を大きく変えなくとも、ソーラーパネルを置くだけという形が済めば、一定の役割を終えた後にまた農地に復旧できるということもソーラーの場合はやりやすいので、そちらの線からでもいいんですけども、そういったものを考えて、県としての考え方を一回示してもらえればと思います。今知事がおっしゃった発言との整合性の中でですよ。お願いします。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。——なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第8号、第9号、第15号、第23号及び第24号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松田三郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松田三郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これで審査を終了いたしました。その他を用意いたしております。

なお、今定例会では、後日後議分の委員会がありますので、本日はお急ぎの案件についてのその他のみの質疑をお願いしたいと思

ますが、まあ余り限定するつもりはございませんが、その他何かございませんか。

○前川収委員 後の委員会では、多分内容が盛りだくさんでその他の時間は短くなると思いますので、1つだけ。

これは、以前、自民党の政審会でも話をしたんですけれども、海砂利採取の問題があって、もともと1業者が違法操業をやっていた、そこを操業停止までやった、また免許は戻した。その後に出てきた話は、違法操業、つまり認められた量以上の採取を行ってきた業者が4業者中2業者あったという話があって、もう無法治状態というんですかね。海の中だからわからないからかもしれませんけれども、非常に業者の許可、今許可制度でやっているその海砂利採取というのが、秩序が守られていないという状況についてお話をしました。

熊本においては、八代海、有明海の環境保全ということで、有八特措法という法律まで国がつくって、有明海、八代海を守ろうという趣旨で話をしているわけでありまして、さらには、ことしは、そのときも言いましたけれども、全国海づくり大会ということで水俣で海づくり大会をやるという前提の中で、片方じゃ違法操業をやっていて、海底を荒らしてしまったという状況があって、漁業振興と全く整合のないような状況になってしまっているというふうに私は思っています。

それで、もちろんみお筋を掘ったり、航路をつくったり、もしくは覆砂をやって漁業振興をやるという部分について、どうしてもとらざるを得ない海砂利をとって覆砂に利用するということは合理的だと思っておりますが、それ以外の部分について、有明海の他県においてはほとんど海砂利採取を許可制ではやっていないという状況の中で、この後許可制の海砂利採取をどうしていくのかという部分は、やっぱり私は、海づくり大会を前にして、熊

本県がきちっと全国に規範を示さなきゃならないタイミングがもう来ているというふうに思っております、その点について、部長、どうお考えなんですか。

○福島農林水産部長 新聞等にも報道されますし、今前川先生もおっしゃったようなことだと思っております。

まさに、長い、平成12年とか、その当時の長い歴史を踏まえて現在の許可制度、それから削減計画もできておりますし、議会と一緒にやってつくり上げてきたものでありますので、当然、このような形で業者が違反操業したというのは、非常に憤りといいますか、そういうものを感じております。そしてまた、県がそれをきちっと見抜けなかったというか、その点も反省すべきことだと思っております。

そして、今先生がおっしゃいましたように、一方では海づくり大会等も控えておりますし、それはまた別にしましても、長年のそういう環境の保全、それから、一方では水産としての活用というのが両方きちっと成り立っていくようにと取り組んできたわけでありまして、それはやはりちゃんと育てていかなんのかなと思っております。

我々農林水産部としては、水産振興の面から考えましても、例えばアサリをふやすための覆砂、作濘は絶対必要でありますし、また、漁港から出入りするためのそういうふうな航路的なもの、それからみお筋とか、そういうものは大事だと思っておりますので、それはもう不可欠なものだと思っておりますので、一方では、とることは負荷をかけている——どうしてもかかります。だけど、一方では、そういう面からの不可欠な取り組みというのが必要だと思っております。

御存じのとおり、我々のところだけで検討してもなかなか難しゅうございます。許可を持っています土木部、それから商工観光労働

部、そして、有明海、八代海、この特措法全体も含めまして取りまとめている環境生活部、一緒になってPTという形で今議論を詰めております。

時期は、先生がおっしゃるように、なかなか時間の中でやっぱりやっていくべきだろうと思っていますので、我々としては、今後のそのPTの中での次期計画の検討とか、水産への影響なんかについてもきちっとお話をして、そして、かつ必要なものはやはり水産業という面から活用していくことは必要最小限要るんだということもお話をしながら、一緒になってまとめていきたいと思っています。

以上でございます。

○前川収委員 多分、わかったのがその数件であって、想像ですけども、過去においても、ずっと多分これは慣例的に許可された以上に——もう今さら調べてもわからない話でしょうけれども、恐らく県民は、ほとんどの方がそうしていたんだろうと、今回の事情を見れば、思っていますよ。思っていない人はいないと思います。それは、ここ2～3年だけやったはずはないと、過去においてもずっとそうやってきたんだと。それを考えると、何のためにこの議会で特別委員会までつくって、有明海、八代海の再生特別法なんていう話までやって、国に話をしながら、漁業振興をしっかりと、豊かな海を取り戻そう、宝の海を取り戻そうと言いながら頑張ってきた一方では、もう海底を荒らしまくって海砂利をとって、その材料をおかに揚げてお金にかえていたという事実もあるわけですから、そんなことは全くもって自己矛盾の話でありますから、ここはやっぱり思い切って、県民の皆さん方が納得できて、我々ももちろん納得できる思い切ったやり方をしないと、過去の慣例にとらわれてなんて言っていたら、こういう悪い習慣は直りませんよ。そのことを要望し

ておきます。

以上です。

○松田三郎委員長 ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 農地法のことですね。

農地を守ることはわかりますけれども、今農家が非常に経営が厳しくて、農地を売りたいと。しかし、現実的に農家から農家にしか農地は売れないですよ、基本的には。それで、農家を助きたいから農地を買ってもいいという人がおっても、農地の売買ができないと。売買ができなければ農地の価格も下がりますよね、需要と供給のバランスでですね。

私の知る限りでは、そぎゃん困つとれば農地を買ってやろう、そして耕作はあなたがしてよかよと、そういう事例が1つや2つや10や20じゃないんですよ。たくさんあります。しかし、農家の土地は売れないと。せっかく債務を軽減したいけれども、農地が売れないと。そういうことが今からまだもっと厳しく起こってくると思うですね、農業の経営がだんだん厳しくなっておりますから。

農地法第3条かな、あれは、縛ってあるのは。何条だったですか。

○船越農地・農業振興課長 3条が農業者間の売買、そして4条、5条がいわゆる転用でございます。農地以外のことを使うということで、第5条が、Aという農業者の方からBさんに売って農地以外のものを使うというやつでございます。

○堤泰宏委員 そう難しい話じゃなくて、農地を農地として使うんですよ。しかし、所有権がかわるだけです。だから、そういう何か救済措置みたいなやつばもうそろそろつくってやらぬと、また今度は厳しくなりますよ。部長にこの前言いましたように、餌は上がる、燃料は上がる、農家は借金せぬと恐ら

く材料費は払いきらぬようになるですね。農機具の状況も厳しくなると思うですね。電気代も、もう7%上がるとけさの新聞に載ったのですが、そういう中で、金を持っている人が、例えば具体的に言って役場の職員ですね。共稼ぎで役場の職員をしょったと、農地は持たぬけれども金は持つとると、親戚の農家が困るとるから土地を買ってやりたいけれども、自分は農業者じゃないから買うてやれぬと、そういうことを今聞いたんですよね。だから、条項まではわしは詳しくわからぬですもんね。

○松田三郎委員長 これは、じゃあ要望で。

○堤泰宏委員 何か希望のお話があればいいたい。ちょっと時間があつたけん。

○船越農地・農業振興課長 今の場合、堤先生おっしゃった場合ですけれども、買うほうが一応農業者であればできますので。今壁になっていますのが、いわゆる農業者でない方が買うことを今のところ3条で認められていないということなんですね。違う目的で、例えば物置場とか家をつくるとか、これが非常に……

○堤泰宏委員 そぎゃんとは聞いとらぬけん。

○松田三郎委員長 それば言いよんなはるとだけん、非農家を買う場合と。

○船越農地・農業振興課長 という事情でございます。

○松田三郎委員長 ないようですので、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書が2件提出されておりますので、参考として、委員の先生方、お手元に

写しを配付いたしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思ひます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさんでございました。

午前11時42分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長